

# 役員等報酬規程

社会福祉法人絆の会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人絆の会の理事、監事、相談役、評議員、第三者委員及び苦情解決責任者（以下、「役員等」という。）の報酬について定めるものである。

(理事及び評議員の報酬)

第2条 理事及び評議員が、理事会、評議員会に出席したとき及び理事会、評議員会以外の日に法人及び事業所の運営のための業務にあたった場合は、半日を単位として別表1により報酬を支払うことができる。

(監事の業務報酬)

第3条 監事が、理事会及び評議員会に出席したとき及び理事会、評議員会以外の日に法人及び事業所の運営のための業務にあたった場合は、半日を単位として別表1により報酬を支払うことができる。

- 2 監事が、法人及び事業所の実施指導（監査）への立会及び運営状況の指導または監査業務を行ったときは、1日を単位として別表2により報酬を支払うことができる。
- 3 前1項の業務と前2項の業務を同一の日に行った場合は、監査業務の報酬を支払うものとする。

(相談役の業務報酬)

第4条 相談役が、理事長の依頼により理事会に出席したとき及び理事会以外の日に事業所の運営のための業務にあたった場合は、半日を単位として別表1により報酬を支払うことができる。

(理事長の業務報酬)

第5条 理事長の報酬は月額とし、別表3により支払うものとする。

なお、第2条の規定は適用しない。

- 2 理事長の交通費については、その実費を支払う。
- 3 諸手当及び福利厚生については、嘱託職員等就業規則の規程を準用する。

(第三者委員及び苦情解決責任者の報酬)

第6条 第三者委員及び苦情解決責任者が、法人及び事業所の苦情解決業務にあたった場合は、半日を単位として別表1により報酬を支払うことができる。

(出張旅費等)

第7条 役員等が法人業務のため出張する場合は、一日を単位として旅費及び諸経費を支払うことができる。

2 旅費及び諸経費については、当会の「旅費及び費用弁償に関する規程」を準用するものとする。

(交通費)

第8条 交通費は、原則支払わない(理事長は除く)が、特殊な事情がある場合は、理事長が別に定めるものとする。

(報酬等の支給方法)

第9条 役員等に対する報酬等の支給は、次の各号による。

- (1) 理事会、評議員会、監事監査に出席したとき  
理事会、評議員会、監事監査当日に現金支給
- (2) 理事会、評議員会、監事監査に以外の日法人及び事業所の運営のための業務にあたったとき  
翌月25日に銀行振込(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、給与規程第6条第2項の規定に準じて支給)

(適用除外)

第10条 事業所の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

附 則

この規程は、2015年6月30日より適用する

附 則

この改正は、2015年9月18日より施行し、2015年6月30日より遡って適用する。

附 則

この改正は、2020年4月1日より施行する。

附 則 (2021年6月3日一部改正)

この改正は、2021年6月18日より施行する。

別表 1

役 職 名	内 容	報 酬 額
理事・評議員の報酬 監事の監査業務以外の報酬	1 回につき 半日当	3,000 円 (源泉後報酬額)
相談役の報酬 第三者委員・苦情解決責任者	1 回につき 全日当	6,000 円 (源泉後報酬額)

別表 2

役 職 名	内 容	報 酬 額
監事の監査業務報酬	1 回	6,000 円 (源泉後報酬額)

別表 3

役 職 名	内 容	報 酬 額
理事長の業務報酬	月 額	60,000 円